

改正後	改正前
<p>千葉県小規模水道条例施行規則</p> <p>昭和五十五年四月三十日 規則第二十七号</p> <p>改正 昭和六三年 三月三十一日規則第平成 五年一月三〇日規則第 二一七号 八四号</p> <p>平成一六年 三月二三日規則第平成一八年 三月三十一日規則第 一八号 四九号</p> <p>令和 四年 三月三十一日規則第 五一号</p> <p>千葉県小規模水道条例施行規則 千葉県小規模水道条例施行規則（昭和三十七年千葉県規則第十五号）の全部 を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、千葉県小規模水道条例（昭和三十七年千葉県条例第十号。 以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（検査項目等）</p> <p>第二条 条例第三条第一項に規定する水質基準（以下「水質基準」という。） に適合しているかどうかの検査に係る検査事項及び基準は、水質基準に関す る省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表に定めるところによるもの とする。</p> <p>2 前項の検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法に より行うものとする。</p> <p>一部改正〔平成五年規則八四号・一六年一八号〕</p> <p>（増設及び改造の工事）</p> <p>第三条 条例第五条の規則で定める増設又は改造の工事は、次の各号に掲げる 工事とする。</p> <p>一 一日最大給水量、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</p> <p>二 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事 又は大規模な改造に係る工事</p> <p>（確認申請書及び添付書類等）</p> <p>第四条 条例第六条第一項に規定する申請書は、小規模専用水道新設・増設（改</p>	<p>千葉県小規模水道条例施行規則</p> <p>昭和五十五年四月三十日 規則第二十七号</p> <p>改正 昭和六三年 三月三十一日規則第平成 五年一月三〇日規則第 二一七号 八四号</p> <p>平成一六年 三月二三日規則第平成一八年 三月三十一日規則第 一八号 四九号</p> <p>令和 四年 三月三十一日規則第 五一号</p> <p>千葉県小規模水道条例施行規則 千葉県小規模水道条例施行規則（昭和三十七年千葉県規則第十五号）の全部 を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、千葉県小規模水道条例（昭和三十七年千葉県条例第十号。 以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（検査項目等）</p> <p>第二条 条例第三条第一項に規定する水質基準（以下「水質基準」という。） に適合しているかどうかの検査に係る検査事項及び基準は、水質基準に関す る省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表に定めるところによるもの とする。</p> <p>2 前項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方 法により行うものとする。</p> <p>一部改正〔平成五年規則八四号・一六年一八号〕</p> <p>（増設及び改造の工事）</p> <p>第三条 条例第五条の規則で定める増設又は改造の工事は、次の各号に掲げる 工事とする。</p> <p>一 一日最大給水量、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</p> <p>二 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事 又は大規模な改造に係る工事</p> <p>（確認申請書及び添付書類等）</p> <p>第四条 条例第六条第一項に規定する申請書は、小規模専用水道新設・増設（改</p>

<p>造) 工事確認申請書(別記第一号様式)とする。</p> <p>2 条例第六条第一項の規則で定める書類及び図面のうち、同条に規定する小規模専用水道の新設に係る書類及び図面は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 給水区域を記載した図面</p> <p>二 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図</p> <p>三 主要な小規模専用水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする図面</p> <p>四 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面</p> <p>五 その他知事が必要と認める書類</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第六条第一項の規則で定める書類及び図面は、前項各号に定める書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及び図面とする。</p> <p>4 条例第六条第二項第八号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地</p> <p>二 水の供給を受ける者の数</p> <p>(給水開始前の届出及び検査)</p> <p>第五条 条例第八条第一項に規定する届出は、小規模専用水道給水開始届出書(別記第二号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第八条第一項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水(以下「検水」という。)について、第二条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。</p> <p>3 条例第八条第二項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等施設の新設、増設又は改造により影響のある事項に関し、当該新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に係るものと認められる小規模専用水道施設について行うものとする。</p> <p>(小規模専用水道の廃止等の届出)</p> <p>第六条 条例第九条に規定する変更の届出は小規模専用(簡易専用)水道変更届出書(別記第三号様式)により、同条に規定する廃止の届出は小規模専用(簡易専用)水道廃止届出書(別記第四号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第九条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>	<p>造) 工事確認申請書(別記第一号様式)とする。</p> <p>2 条例第六条第一項の規則で定める書類及び図面のうち、同条に規定する小規模専用水道の新設に係る書類及び図面は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 給水区域を記載した図面</p> <p>二 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図</p> <p>三 主要な小規模専用水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする図面</p> <p>四 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面</p> <p>五 その他知事が必要と認める書類</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第六条第一項の規則で定める書類及び図面は、前項各号に定める書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及び図面とする。</p> <p>4 条例第六条第二項第八号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地</p> <p>二 水の供給を受ける者の数</p> <p>(給水開始前の届出及び検査)</p> <p>第五条 条例第八条第一項に規定する届出は、小規模専用水道給水開始届出書(別記第二号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第八条第一項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水(以下「検水」という。)について、第二条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。</p> <p>3 条例第八条第二項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等施設の新設、増設又は改造により影響のある事項に関し、当該新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に係るものと認められる小規模専用水道施設について行うものとする。</p> <p>(小規模専用水道の廃止等の届出)</p> <p>第六条 条例第九条に規定する変更の届出は小規模専用(簡易専用)水道変更届出書(別記第三号様式)により、同条に規定する廃止の届出は小規模専用(簡易専用)水道廃止届出書(別記第四号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第九条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>
--	--

一 条例第六条第二項各号に掲げる事項

二 設置者の住所及び氏名
(定期又は臨時の水質検査)

第七条 条例第十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の上欄に掲げる検査を当該下欄に定める回数により実施するものとする。

検査		回数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	一日につき一回	
第二条に規定する検査項目等により行う検査	おおむね六箇月につき一回	

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第二条に規定する検査項目等による検査の全部又は一部を省略することができる。

3 条例第十条第一項に規定する臨時の水質検査は、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に検水について行う第二条に規定する検査項目等による検査とする。この場合において、前項の規定を準用する。

(衛生上の措置)

第八条 条例第十一条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならぬ衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 水源地、浄水場、配水池は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にする

二 前号の各施設には、かぎをかけ、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

三 配水池等水槽(そう)の掃除を一年ごとに一回定期に行うこと。

四 給水せんにおける水が、遊離残留塩素を一リットルにつき〇・一ミリグラム(結合残留塩素の場合は一リットルにつき〇・四ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあつては、給水せんにおける水が遊離残留塩素を一リットルにつき〇・二ミリグラム(結合残留塩素の場合は一リットルにつき一・五ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。

(小規模簡易専用水道の給水開始の届出)

一 条例第六条第二項各号に掲げる事項

二 設置者の住所及び氏名
(定期又は臨時の水質検査)

第七条 条例第十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の上欄に掲げる検査を当該下欄に定める回数により実施するものとする。

検査		回数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	一日につき一回	
第二条に規定する検査項目等により行う検査	おおむね六箇月につき一回	

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第二条に規定する検査項目等による検査の全部又は一部を省略することができる。

3 条例第十条第一項に規定する臨時の水質検査は、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に検水について行う第二条に規定する検査項目等による検査とする。この場合において、前項の規定を準用する。

(衛生上の措置)

第八条 条例第十一条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならぬ衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 水源地、浄水場、配水池は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にする

二 前号の各施設には、かぎをかけ、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

三 配水池等水槽(そう)の掃除を一年ごとに一回定期に行うこと。

四 給水せんにおける水が、遊離残留塩素を一リットルにつき〇・一ミリグラム(結合残留塩素の場合は一リットルにつき〇・四ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあつては、給水せんにおける水が遊離残留塩素を一リットルにつき〇・二ミリグラム(結合残留塩素の場合は一リットルにつき一・五ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。

(小規模簡易専用水道の給水開始の届出)

第九条 条例第十三条第一項の規定による小規模簡易専用水道の給水開始の届出は、小規模簡易専用水道給水開始届出書（別記第五号様式）により行うものとする。

2 前項の届出書には次の各号に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付しなければならない。

一 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

二 水の供給を受ける者の数

三 水源となる水を供給する水道事業者（水道法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）の氏名又は名称

四 受水槽（そう）及び高置水槽（そう）の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要

五 給水開始年月日

六 主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図

七 その他知事が必要と認める書類

（小規模簡易専用水道の廃止等の届出）

第十条 条例第十三条第二項に規定する変更の届出は小規模専用（簡易専用）水道変更届出書（別記第三号様式）により、同項に規定する廃止の届出は小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書（別記第四号様式）により行うものとする。

2 条例第十三条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 第九条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項

二 設置者の住所及び氏名

（小規模簡易専用水道の管理基準）

第十一条 条例第十四条に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 水槽（そう）の掃除を一年ごとに一回定期に行うこと。

二 水槽（そう）の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、第二条に規定する検査項目等による検査を行う。（必要があると認める場合は、当該検査の全部又は一部を省略することができる。）

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第九条 条例第十三条第一項の規定による小規模簡易専用水道の給水開始の届出は、小規模簡易専用水道給水開始届出書（別記第五号様式）により行うものとする。

2 前項の届出書には次の各号に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付しなければならない。

一 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

二 水の供給を受ける者の数

三 水源となる水を供給する水道事業者（水道法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）の氏名又は名称

四 受水槽（そう）及び高置水槽（そう）の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要

五 給水開始年月日

六 主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図

七 その他知事が必要と認める書類

（小規模簡易専用水道の廃止等の届出）

第十条 条例第十三条第二項に規定する変更の届出は小規模専用（簡易専用）水道変更届出書（別記第三号様式）により、同項に規定する廃止の届出は小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書（別記第四号様式）により行うものとする。

2 条例第十三条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 第九条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項

二 設置者の住所及び氏名

（小規模簡易専用水道の管理基準）

第十一条 条例第十四条に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 水槽（そう）の掃除を一年ごとに一回定期に行うこと。

二 水槽（そう）の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、第二条に規定する検査項目等による検査を行う。（必要があると認める場合は、当該検査の全部又は一部を省略することができる。）

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

<p>(身分証明書)</p> <p>第十二条 条例第十七条第三項の証明書の様式は、身分証明書(別記第六号様式)とする。</p> <p>別記</p> <p>第一号様式 (第四条第二項)</p> <p>第二号様式 (第五条第二項)</p> <p>第三号様式 (第六条第一項及び第十條第一項)</p> <p>第四号様式 (第六条第一項)</p> <p>第五号様式 (第九条第一項)</p> <p>第六号様式 (第十二条)</p> <p>一部改正〔平成18年規則49号〕</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第十二条 条例第十七条第三項の証明書の様式は、身分証明書(別記第六号様式)とする。</p> <p>別記</p> <p>第一号様式 (第四条第二項)</p> <p>第二号様式 (第五条第二項)</p> <p>第三号様式 (第六条第一項及び第十條第一項)</p> <p>第四号様式 (第六条第一項)</p> <p>第五号様式 (第九条第一項)</p> <p>第六号様式 (第十二条)</p> <p>一部改正〔平成18年規則49号〕</p>
---	---